

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)														(環境省 7 - ②5)													
施策名		目標 7-1 環境リスクの評価										担当部局名		環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室 企画課熱中症対策室													
施策の概要		化学物質等による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価する。										政策評価実施予定時期						政策評価実施時期		令和 8年 9月							
達成すべき目標		①化学物質関係施策から要望される化学物質の一般環境中の残留状況について、施策の策定に活用されるように実態調査を行う。 ②化学物質の環境リスク初期評価を優先度の高いものから順次実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施することを目標とする。 ④人の血液・尿・毛髪モニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 ⑥花粉飛散予測や健康影響の予防に資する情報を提供する。										政策体系上の位置付け		7. 化学物質対策の推進													
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 花粉症対策の全体像(令和5年5月20日花粉症に関する関係閣僚会議決定)																									
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成									
						年度ごとの実績値																					
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度															
1 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数		-	-	80	R7年度	80	80	80	80	-	-	-	化学物質対策に係る関係課室から一般環境における残留状況を把握するために調査要望のあった化学物質のうち、PFASを含む優先度の高いものを調査対象物質として毎年度選定することが、「化学物質環境実態調査のあり方について」により定められている。目標値は、過去の実績値を勘案し、調査が着実に進められているとみなせる水準で設定した。						×								
						64	87	54	52	-	-	-															
2 環境リスク初期評価実施物質数		-	-	13	R7年度	14	14	14	13	-	-	-	環境中のPFASを含む化学物質による人の健康や生態系への影響に関してスクリーニングを行う環境リスク初期評価の実施状況の測定指標として、評価実施物質数を設定した。目標値は、過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえて設定した。						×								
						12	13	12	10	-	-	-															
3 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数		132	H27年度	10	R7年度	10	10	10	10	-	-	-	化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえ評価対象物質として選定した物質数を測定指標として設定した。目標値は、選定に伴う作業量、選定後の評価に要する作業量、これまでの実績等を踏まえて設定した。						○								
						12	11	16	17	-	-	-															
4 化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数		-	-	10000	R7年度	3000	3000	3000	10000	-	-	-	PFASを含む化学物質の一般的な国民のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数(基本情報を得たデータ数)を測定指標として設定した。令和7年度から本調査を開始し、分析対象のPFASが12種類から35種類に増加したため、実績数が大幅に目標を上回った。						○								
						4984	5940	4808	47257	-	-	-															
5 子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況		-	-	全国10万組のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	-	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	-	-	次世代育成に係る健やかな環境の実現を図るためには調査を着実に進めることが必要であり、その進捗状況を測定指標としている。また、参加者のデータの解析を行うことで、健康と環境の関連性を明らかにするためには、解析に係るデータの蓄積と化学物質の分析が必須であるため、施策の進捗状況として参加者に調査を継続いただくための取組と化学分析の進捗を確認していくこととしている。						○								
						参加者追跡率(93%) 事業成果の情報発信及び農薬・忌避剤等の化学分析の実施	参加者追跡率(93%) 事業成果の情報発信及びアクリルアミド等の化学分析の実施	参加者追跡率(92%) 事業成果の情報発信及び有機フッ素系化合物等の化学分析の実施	参加者追跡率(92%) 事業成果の情報発信及び合成香料及び金属等の化学分析の実施	-	-	-															

	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ ①有識者からなる「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を開催し、その検討結果を施策に反映させている。 ②環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいている。 ③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」及び関係する下部委員会に関係分野の有識者に参画いただき、その知見を活用している。 ④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査については、エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果の情報発信に係る方策等について、検討いただき、調査の内容等に反映している。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ①化学物質対策に係る関係課室から要望のあった物質の調査を通じて環境中の存在状況の把握に務めることで、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。 ②化学物質による環境汚染を通じて人の健康や生態系に好ましくない影響が発生することを未然に防止することを目的に、環境リスク初期評価を実施している。当該取組によって、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標14「海の豊かさを」の達成に貢献した。 ③化学物質の内分泌かく乱作用が環境中の生物に及ぼす影響を評価し、リスクが懸念される物質を同定していくことは、目標14「海の豊かさを守ろう」及び15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献した。 ④化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることを目標として、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査を着実に実施することで、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。 ⑤環境要因が子どもの健康に与える影響を明らかにすることを目的に、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）を着実に推進している。当該取組によって、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ②環境リスク初期評価より得られた情報を踏まえ規制担当部局と連携を図ることで化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12「つくる責任、つかう責任」への達成に貢献した。 ③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討の成果はインターネット上で公開しており、事業者による安全な製品の製造や、市民による安全な商品の選択の際に活用できるので、目標12「つくる責任つかう責任」の達成に貢献した。 ④本業務では、化学物質の日本人へのばく露状況を継続的に把握し、適正な環境リスク評価を行うことで、化学物質管理の推進に資するものであり、当該取り組みによって、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。 ⑤本調査は、子ども特有のばく露や子どもの脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価を行うことで、化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	②化学物質の環境リスク評価第24巻 ③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」への報告資料		

施策名	目標7-2 環境リスクの管理										担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 化学物質審査室						
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年9月				
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。										政策体系上の位置付け	7. 化学物質対策の推進						
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					達成
1	化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数	-	基準年度	-	目標年度	-	-	-	200	-	-	-	化審法はこれまで我が国で製造、輸入が行われたことのない新規化学物質について、その製造又は輸入に際し、製造・輸入者からの届出に基づき、事前にその化学物質が次の性状を有するかどうかを審査し、判定することで適正な化学物質管理を推進している。そこで、「化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数」を年度ごとの測定指標に設定した。					△
2	有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	試験法の調査・検討	H25年度	OECD会合においてTG案の提出、採択	-	各国意見を踏まえた試験法の見直し	ヨコエビ試験法の検証試験の実施、卵内投与試験法のSOP案の作成	ヨコエビ試験法の検証試験の実施(継続)、卵内投与試験法のSOPの提出	ヨコエビ試験法の検証試験の実施(継続)及び検証レポートの作成、卵内投与試験法のTG化に向けた調整の継続	-	-	-	化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要である。そこで、試験法開発と試験法標準化(OECD TG化)のためのデータ提供を指標に設定した。これまでOECD TG化を目指してヨコエビ試験法と卵内投与試験法の開発を実施しており、ヨコエビ試験法については、R4年度に作成したTG案について検証試験を実施しながら、引き続き各国の専門家と協議を行いながらブラッシュアップを行うことに加え、検証レポートを作成することを目標として設定した。卵内投与試験法については、TG化に向けた調整を継続して実施することを目標として設定した。					○
3	PRTR対象物質の環境への総届出排出量(トン)の把握	-	-	110,000	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果として、把握した対象化学物質(第一種指定化学物質)の総届出排出量を指標として設定した。当該指標は毎年度の事業者からの届出データであり、社会的情勢の影響を受けるものではあるが、過去5年間(平成29～令和3排出年度)の減少率が維持されることを目標とし、年度ごとではなく令和12年度を目標年度として目標値を設定した。なお、例年、実績値の集計は年度末頃に公表しており、令和8年5月現在、令和6年度の実績値が最新値である。					-
4	化学物質アドバイザーの派遣数	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	-	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする(27以上)	-	16以上	10以上	11以上	27以上	-	-	-	PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。					×
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費(平成16年度)	1, 2	004933	(5)	-	-	-	-	(9)	-	-	-	(13)	-	-	-	(17)	-	-

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価) (環境省 7 - ②7)																			
施策名		目標 7-3 国際協調による取組										担当部局名		環境保健部 化学物質安全課 水銀・化学物質国際室					
施策の概要		化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和 8年 9月		
達成すべき目標		化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングするとともに、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。										政策体系上の位置付け		7. 化学物質対策の推進					
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																	
測定指標		基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成	
						R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度								R10年度
1 POPs条約に基づく化学物質モニタリングの進捗度(一般環境中の測定を行っているPOPs条約対象及び候補物質群数)		—	—	11物質	R7年度	11	11	11	11	—	—	—	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査のあり方について」(平成22年3月)の調査対象物質選定要件に基づき令和7年度においては下記の通り設定した。 ・PCB類:非意図的生成やPCB特措法の観点から、長期間の継続した監視が必要 ・ヘキサクロベンゼン:多くの地点で中位以上の濃度で検出されることから選定 ・PFOS:多くの地点で検出されており、社会的状況も踏まえて選定 ・ペンタクロベンゼン:多くの地点で中位以上の濃度で検出されることから選定 ・ヘキサクロブタ-1,3-ジエン:2015年からの分析で上昇傾向がみられたことから選定 ・短鎖塩素化パラフィン:類縁物質の中鎖塩素化パラフィンが新規POPsに指定される見込みであることから選定 ・PFOA:多くの地点で検出されており、社会的状況も踏まえて選定 ・PFHxS:多くの地点で検出されており、社会的状況も踏まえて選定 ・デクロランプラス:新規POPsであり、継続した監視が必要 ・UV-328:新規POPsであり、継続した監視が必要 ・LC-PFCA:新規POPsに指定される見込みであり、社会的状況も踏まえて選定						○
2 途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)		0	H27年度	—	—	—	—	16	17	—	—	—	・水銀による環境リスクの低減のため世界の水銀対策を推進するという施策目的を踏まえ、途上国等の水銀対策に係るプロジェクトの形成・支援数を測定指標として設定した。 ・各年度の目標値については、令和5年度までは新型コロナウイルス感染症による渡航制限によるプロジェクト形成への影響を踏まえ、目標値を設定しないこととしたが、令和5年5月に「5類感染症」に移行したことから、令和6年分の目標値を設定し、新型コロナウイルス感染症の影響から設定していた令和8年度の目標値は削除した。 ・令和7年度の目標値は、これまで取り組んでいる活動のうち、プロジェクト形成が期待されるものとして設定した。						○
3 GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)		—	—	—	—	160	160	80	70	—	—	—	・化審法、化管法等においてリスクが懸念される物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施していくため、年度毎に設定した分類物質数が必要な物質数として目標値を年度内で確実に実施することを測定指標として設定した。						○
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 国際協調による化学物質対策事業(仮称)(平成10年度)		1, 2, 3	004936	(5) —		—	—	(9) —		—	—	(13) —		—	—	(17) —		—	—
(2) —		—	—	(6) —		—	—	(10) —		—	—	(14) —		—	—	(18) —		—	—
(3) —		—	—	(7) —		—	—	(11) —		—	—	(15) —		—	—	(19) —		—	—

	(4)	—	—	—		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成																				
			(判断根拠)	①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施している。令和7年度は、今までの調査結果等をふまえて、POPs条約対象物質及び候補物質の中から11物質(群)を選定して調査を行い、目標値を達成した。 ②水銀対策について、MOYAIイニシアティブに基づき、日本の技術や経験を活かした国際展開業務を実施しており、令和7年度も新たな協プロジェクトを形成・支援した。 ③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施し、目標を達成した。																				
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	—																					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】	—																				
			【測定指標】	—																				
	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考: 施策の実施における活用状況＞ ②水銀に関する水俣条約については、水銀モニタリングに関する国内検討会や、会期間の専門家会合への有識者の参画により、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。 ③GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、施策に反映させている。			SDGs目標との関係			【主な目標】 ライフサイクル全体を通じて地球規模で水銀を規制する「水銀に関する水俣条約」を適切に履行するため、国内外において活動を行い、環境や人体への水銀によるリスク低減を図った。また、条約有効性評価や水銀の放出など、国際的な議論が続いている分野においては、日本からも積極的に貢献をした。当該取組によって、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任、つかう責任」、目標14「海の豊かさを守ろう」、目標15「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。また、POPs規制対象物質において、モニタリング調査を通じて環境中の存在状況の把握に努めるなど、当該取組によって、目標 12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 日本の優れた水銀対策技術の途上国への展開を目標の一つとし、過年度に引き続き5か国程度を対象とした各種調査(対面形式含む)や水銀対策技術に関するオンラインワークショップの開催を行った。また、水俣条約締結時の経験を活かし、条約をまだ締結していない国に対して水俣条約締結に向けた研修を行った。当該取組によって、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標8「働きがいも経済成長も」と目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。																
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—																							

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																			
(環境省 7 - 28)																			
施策名		目標 7-4 国内における毒ガス弾等対策										担当部局名		環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室					
施策の概要		平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和 8年 9月		
達成すべき目標		平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。										政策体系上の位置付け		7. 化学物質対策の推進					
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(平成15年6月6日閣議了解) 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定) 「第六次環境基本計画」(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																	
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							達成
		基準年度		目標年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度								
1 A事案区域等における環境調査等件数		-	-	-	-	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	要望に基づき適切に実施	-	-	-	旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。 設定根拠は、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定)				○		
						3	4	2	4	-	-	-							
2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)		-	-	-	-	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	事業対象者に適切に交付	-	-	-	健康被害者対策の実施状況を示す指標として設定。 ジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる住民に対して、継続的に支援を実施するものであり、目標値の設定は困難。 設定根拠は、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」(平成15年6月6日閣議了解)				○		
						142	141	141	139	-	-	-							
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	達成手段(開始年度)			関連する指標	行政事業レビュー 事業番号	
(1) 毒ガス弾等への対応に必要な経費(平成15年度)		1、2	168	(5) -			-	-	(9) -			-	-	(13) -			-	-	
(2) -		-	-	(6) -			-	-	(10) -			-	-	(14) -			-	-	
(3) -		-	-	(7) -			-	-	(11) -			-	-	(15) -			-	-	
(4) -		-	-	(8) -			-	-	(12) -			-	-	(16) -			-	-	

	評価結果		(各行政機関共通区分)	②目標達成			
		目標達成度 合いの 測定結果	(判断根拠)	①地権者からの要望に基づき、環境調査等を4件を実施した。 ②茨城県神栖市における緊急措置事業については、139名の医療手帳交付者に対して適切に事業を実施した。			
		目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等	—				
		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】	目標達成に向けて着実に進展しており引き続き実施する。			
			【測定指標】	指標1、指標2について引き続き実施する必要がある、変更しない			
	学識経験を有する者の 知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ 有識者等による「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会（令和8年3月）」及び「ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会（令和8年3月）」において、今後の方向性等について検討いただいている。			SDGs目標との関係	【主な目標】 旧軍毒ガス弾等対策を推進すること、及び、ジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる住民に対して継続的に支援を実施することにより、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 環境調査結果を自治体及び地権者等に連絡するとともに、緊急措置事業の成果を環境省HP上に公表している。これにより、目標11「住み続けられるまちづくり」の達成に貢献した。	
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	「ジフェニルアルシン酸(DPAA)等のリスク評価第6次報告書（作成者：ジフェニルアルシン酸等のリスク評価に係るワーキンググループ、作成時期：令和 5 年 6 月）」（茨城県緊急措置事業）						